

参考 1 - 1

農業経営改善計画認定書

殿（様）

あなたから 年 月 日に認定申請のあった農業経営改善計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項（第13条第1項）の規定により、適当であると認定します。

市町村長名 (印)

認定番号： ー 号
認定日： 年 月 日
認定の有効期間： 年 月 日まで

(記載注意)

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して5-1のように記載する。
- 2 当初認定の場合にあっては、本文の「(第13条第1項)」は削除する。
変更認定の場合にあっては、表題の次に「(変更)」と記載する。

青年等就農計画認定書

殿（様）

あなたから 年 月 日に認定申請のあった青年等就農計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項（第14条の5第1項）の規定により、適当であると認定します。

市町村長名 (印)

認定番号： ー 号
認定日： 年 月 日
認定の有効期間： 年 月 日まで

（記載注意）

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して5-1のように記載する。
- 2 当初認定の場合にあっては、本文の「(第14条の5第1項)」は削除する。
変更認定の場合にあっては、表題の次に「(変更)」と記載する。

参考 1 - 3

認定農業者証明書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

下記の者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者であることを証明します。

平成 年 月 日

市町村長名

(印)

認定番号	認定日	認定の有効期間	氏名
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	

参考 1 - 4

認定新規就農者証明書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

下記の者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の5第1項に規定する認定就農者であることを証明します。

平成 年 月 日

市町村長名

(印)

認定番号	認定日	認定の有効期間	氏名
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	
— 号	年 月 日	年 月 日まで	

参考2-1

認定番号

特定農用地利用規程認定書

年 月 日

殿

市町村長名 (印)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項（第24条第1項）の規定により、平成 年 月 日に認定申請のあった農用地利用規程について適当であると認定します。

（記載注意）

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して16-1のように記載する。
- 2 変更後の認定番号について、当該特定農用地利用規程の変更回数と変更年度を上記1の認定番号の次に（(変) 1-17）のように記載する。
- 3 変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と記載し、本文における適用部分以外の部分は削除する。

参考 2 - 2

特定農業法人又は特定農業団体証明書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

下記の者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業法人又は特定農業団体であることを証明します。

平成 年 月 日

住 所
市町村長名

(印)

認定番号	認定日	法人・団体名
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	

参考3-1

〇〇地区特定農用地利用規程(特定農業法人用)

* 本文の注意事項

- ① この特定農用地利用規程は、特定農業法人用の規程として作成したもの。
- ② 条項中の〔 〕は、地区の実情に即して任意に定めることができる事項。
- ③ 条項中の【 】は、地区の実情に即して【 】内に掲げる内容を選択して定めることができる事項。

(作成上の留意事項)

農用地利用規程は、地域の農業の振興に必要な取組方向に関する地域合意に基づくものであるから、農用地利用規程の認定要件に適合する範囲内で、それぞれの地区の実情に即したその地域独自のものを作成することが望ましい。

(目的)

第1条 この規程は、〇〇地区の農業の振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進することを目的とする。

(農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項)

第2条 この組合は、地区の農業が抱える〔担い手の高齢化や後継者不足、これに伴う遊休農地の発生や面的な農用地の利用集積の遅れ等の〕課題に対応し、農用地の効率的かつ総合的な利用を図り、生産性の高い農業構造を実現するため、組合員相互の理解と信頼に基づく協力関係を深めつつ、次に定める取組を進めるものとする。

- (1) 土地条件、土壌条件等を考慮し、かつ組合員の自主性を尊重しながら、主要作物の作付地の集団化〔及び栽培管理の改善〕の推進に努めるものとする。
- (2) 地区内の農作業における役割分担について明確化(するとともに、農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化等を促進)することにより、農作業の効率化に努めるものとする。
- (3) 地域農業の担い手である【認定農業者、特定農業法人、特定農業団体、〇〇】

に対する農用地の利用の集積及び農地の集団化を推進するとともに、地区内の農用地の耕作放棄、荒し作りの防止(又は解消)を推進することにより、農用地の利用関係の改善に努めるものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 自らの地域の現状と将来の見通しを踏まえ、組合内で十分に話し合い、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な基本的な方針を定める。
- ② 組合とは、農用地利用改善事業の実施団体のことである。
- ③ (3)の【 】内に掲げる者は、地域の実情に即して2以上の者を選択して記載することもできる。ただし、特定農業法人と特定農業団体については、同一地区内で両立することはできないので、どちらか一方のみ記載すること。

(実施区域)

第3条 実施区域は、〇〇町〇〇地区の区域とする。

「別添図面参照」

(記載上の留意事項)

地区名では実施区域が不明確な場合、特に地域の実情により隣接した他集落の一部を含む場合などは、区域が明確となる図面を添付することが望ましい。

(作付地の集団化の促進)

第4条 水田については、極力連担して転作田の団地化を促進するものとする。

転作団地においては、〇〇(、〇〇)を中心に極力集団化して作付するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 転作団地には、移動型、固定型、その併用型等地域によっていろいろあるが、より具体的に団地の設定方法についての合意が得られる場合は、それを定めることが望ましい。
- ② 畑作地帯にあっては、定める必要はない。

(作付地の集団化の実行方策)

第5条 前条の具体的実施については、毎年、組合の運営委員会(又は役員会)が予め

組合員の作付の意向を取りまとめ、これを検討、調整した上、作付地集団化計画を作成するものとする。

2 組合員は、作付地の集団化に極力協力するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 栽培管理の改善に重点を置いて推進する地区にあっては省略することができる。
- ② 作付地集団化計画は、転作団地及びその他の必要な作物団地につき作成することが適当である。

(栽培管理の改善の促進)

第6条 [農業生産のコスト削減、農産物の品質向上、減農薬・減化学肥料による安全・安心な作物の栽培等] による農業経営の改善のため、作物の栽培管理の改善の促進に努めるものとする。

(栽培管理の改善の実行方策)

第7条 作物の栽培管理に当たっては、組合が定める栽培方針に沿って、的確な栽培管理に努めるものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 組合が定める栽培方針の代わりに、関係機関の作成した栽培基準を採用することとしても差し支えない。
- ② もう少し具体的に、例えば次のように記載することも考えられる。

第7条 主要作物(〇〇)及び今後振興を図る必要のある作物(〇〇)の栽培管理については、品種、作期、施肥、防除、収穫等につき〔組合、農業協同組合、普及指導センター、〇〇〕が作成する〔栽培基準、栽培指針、栽培指標、〇〇〕に準拠して、その改善を図るものとする。

2 連作障害回避のため、〔組合、農業協同組合、普及指導センター、〇〇〕が作成する作付体系に沿った作付に努めるものとする。

(農作業の効率化の推進)

第8条 組合員は、地区における農作業の実施体制の中で、各々の特性や体力に応じ

て役割を担い、組合員全員で地域農業に参画するものとする。

2 組合員は、過剰投資を避けつつ、農作業の効率化を推進するため、〔農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化〕を計画的に進めるものとする。

(記載上の留意事項)

農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化は、地域の実情に応じ必要なものを定める。

(農作業の効率化の実行方策)

第9条 農作業の効率化は、次により進めるものとする。

(1) 地区内の農作業における役割分担

ア 【認定農業者、特定農業法人、特定農業団体、〇〇】は、大型機械等による{水稲、□□}に係る基幹的な作業を担い、規模拡大の支障となる日常的な作業{畦畔管理、防除、△△}はその他の組合員が担うものとする。

イ 地区内における〔農道、農業用排水路、◇◇〕の管理作業については、組合員が共同して取り組むものとする。

(記載上の留意事項)

① 特定農業法人又は特定農業団体などが、農用地利用改善団体の構成員の大部分によって構成されているような場合には、次のように規定することが望ましい。

ア 【特定農業法人、特定農業団体、〇〇】の構成員のうち、大型機械等による{水稲、□□}に係る基幹的な作業は【主たる従事者、主たる従事者の候補者】が担い、規模拡大の支障となる日常的な作業{畦畔管理、防除、△△}は【主たる従事者、主たる従事者の候補者】以外の構成員が担うものとする。

イ 地区内における〔農道、農業用排水路、◇◇〕の管理作業については、【特定農業法人、特定農業団体、〇〇】の全構成員が共同して取り組むものとする。

② 役割分担の内容については、個々の組合員の事情を十分斟酌し、組合員が不公平感や過重な負担感を覚えることのないように、組合内で十分に話し合い、地区の実態に即したものとなるように規定すべきである。

③ 役割分担については、担い手以外の組合員の活用を検討し、例えば、地区にお

いて新たな作物を導入し、その栽培技術の平準化を図るために技術実証圏を設置している場合、その技術実証圏の管理・運営を、知識と経験の豊富な高齢者が担うといった役割分担も考えられる。

- ④ 役割分担に関する詳細な事項(作業計画、作業量、作業受託料金等)については、別途定めることが望ましい。
- ⑤ 地域農業の担い手と位置付けられた者がすべての作業を実施することが、その経営改善に資するとして合意形成された場合には、その旨を記載する。
- ⑥ アの【 】内に掲げる者は、地域の実情に即して2以上の者を選択して記載することもできる。
- ⑦ ア及び①のアの【 】内の特定農業法人と特定農業団体については、同一地区内で両立することはできないので、どちらか一方のみ記載すること。
- ⑧ アの【 】内の「〇〇」は、認定農業者として育成しようとする者、あるいは、特定農業団体となることを目指す農作業受託組織などが考えられる。また、①のア及びイの【 】内の「〇〇」は、特定農業団体となることを目指す農作業受託組織などが考えられる。
- ⑨ ア及びイの【 】内の「□□」には麦、大豆等の作目名、「△△」には機械化の困難な軽作業、「◇◇」には農業関係の共同利用施設等を記載することが考えられる。

(2) 農作業の受委託の推進

ア 【水稻、麦、〇〇】の【耕起、播種、田植、収穫、〇〇】の作業については、
〔生産組織、農業協同組合〕への農作業受委託を推進して、効率的な農作業の実施を図るものとする。

イ 農作業の委託を希望する者は組合に申し出て、組合のあっせんにより委託するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 本項に定める農作業の受委託は、効率的な農作業の実施のために農作業を委託する場合に記載する(認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体が経営規模の拡大のため農作業を受託するものについては別条に記載する。)
- ② アに定める農作業の受託者は、地域において望ましいものを定めればよく、必

ずしも一つに特定する必要はない。

(3) 農業機械・施設の共同利用の推進

【大豆、麦、飼料作物、〇〇】の【耕起、収穫、乾燥調製、〇〇】の作業については、(生産組織、農業協同組合)の保有する農業機械・施設(トラクター、コンバイン、乾燥調製施設等)の共同利用を推進し、〔生産組織、農業協同組合〕の「機械施設利用規程」の定めるところにより計画的、効率的に利用するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 農業機械の共同利用は、農作業の受委託、共同作業を伴う場合が多いと考えられ、この場合には、農作業の受委託、農作業の共同化とあわせて定めてよい。
- ② 農業機械・施設の共同利用の中心となる組織は、地域において望ましいものを定めればよく、必ずしも一つに特定する必要はない。

(4) 農作業の共同化の推進

ア 【水稻、〇〇】の【育苗、防除、〇〇】の作業については、(生産組織、農業協同組合)を中心に共同作業を行って効率的な農作業の実施を図るものとする。

イ 共同作業については(生産組織、農業協同組合)の指示に協力するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 農作業の共同化は必ずしも全戸出役による共同作業ばかりでなく、専門的な農家集団が機械による組作業を行う場合も含まれる。
- ② 共同作業の中心となる組織は、地域において望ましいものを定めればよく、必ずしも一つに特定する必要はない。

(農用地の利用関係の改善)

第 10 条 地区内においては、農用地の耕作放棄、荒し作りの現況及び地区内の農用地につき所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の意向等からみて、遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地の増加が懸念されることを踏まえ、次条に定める特定農業法人が、地区内の農用地について有効利用を図るため、第 12 条に定める目標に向けて農用地の利用集積を行うものとする。

- 2 地区内の農用地につき所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、労働力不足等により、自ら耕作を行うことが困難な場合には、当該農用地の利用権の設定等又は農作業の委託について組合に申し出るものとする。
- 3 組合は、地区内において、農用地の耕作を放棄している者や荒し作りをしている者等に対し、特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託をするよう勧奨することができる。
- 4 第2項の申出を受けた組合は、当該農用地の有効利用と適切な管理を図るため、特定農業法人を利用権の設定等の受け手とする農用地利用集積計画を定めるべきことを市町村に申し出るものとする。ただし、特定農業法人が農作業を受託することが当該農用地の有効利用と適切な管理につながると認められる場合には、農作業の委託を受けるよう特定農業法人にあっせんするものとする。
- 5 前項の組合の申出によって市町村が農用地利用集積計画を定める場合には、第2項の申出者及び特定農業法人は、当該農用地利用集積計画に同意するものとする。また、特定農業法人は、組合から農作業の委託を受けるようあっせんがあった場合には、これに応じるものとする。
- 6 第2項の申出は、特定農業法人の農作業の支障とならないよう、適切な時期までに行うものとする。

(記載上の留意事項)

本規程で特定農業法人を位置付け、特定農業法人に農用地の利用集積を行っていく旨を規定する。これにより、農用地利用改善団体と特定農業法人の間に一種の契約が成立することとなることに留意する必要がある。

(特定農業法人の名称及び住所)

第11条 本規程に定める特定農業法人は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ○○生産組合(代表者○○○○○)
- (2) 住所 ○○郡○○市○○番地

(記載上の留意事項)

特定農用地利用規程には、複数の特定農業法人を定めることはできないことに留意する。

(利用集積の目標面積)

第12条 特定農業法人への農用地の利用集積の目標(総集積目標面積)と利用権の設定等又は農作業の受託をすることとする農用地の面積(集積目標面積)は、それぞれ次の(1)と(3)のとおりとし、特定農業法人の現在の集積面積は、次の(2)のとおりである。

	(内訳)	経営面積	作業受託面積
(1)総集積目標面積	〇〇ha	〇〇 ha	〇〇ha
(2)現況集積面積	〇〇ha	〇〇 ha	〇〇ha
(3)集積目標面積((1)-(2))	〇〇ha	〇〇 ha	〇〇ha

(記載上の留意事項)

- ① 利用集積の目標面積は、5年後とすること。
- ② 作業受託面積は、その作業を
 - ア 稲については耕起、代かき、田植、収穫、
 - イ 麦及び大豆については耕起・整地、播種、収穫、
 - ウ その他の作物にあつてはア及びイに準ずる農作業とし、一つの農地で2つ以上の作業が行われている場合でも、一つの農用地面積をカウントすることに留意すること。
- ③ 特定農業法人の現況集積面積は、地区内の農用地に係るもののみを記載すること。
- ④ 特定農業法人が、農地中間管理機構の出資育成事業を活用し、同機構から出資を受けようとする場合には、次の事項を記載する必要がある。

第〇条 特定農業法人は、自己資本の充実を図るため、(農地中間管理機構の名称を記載)が行う出資育成事業を活用し、当該法人から現物出資として農地〇〇haを受け取るものとする。

- ⑤ 総集積目標面積は、地区内の農用地の過半以上となっていることに留意する。

(用排水管理等)

第 13 条 水田の用排水管理は、【土地改良区、配水総代、農事実行組合長、〇〇】が定める水利用計画に従い計画的に行うものとする。

2 農道・用排水路の維持管理は関係機関と協議の上、相協力して実施するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 水田がごくわずかである等必要がない地区は定めなくてよい。
- ② 畑地帯等であっても、畑地かんがい等計画的な水利用の必要があるところは、実情に応じて定めることが望ましい。

(地力の増進と堆きゅう肥・副産物の有効利用)

第 14 条 地力の増進と堆きゅう肥・副産物の有効利用を図るため、雄きゅう肥の施用に努めるとともに、稲・麦ワラ、野菜残さ等は家畜飼料、堆肥材料等として、その有効利用を図るものとする。

2 堆きゅう肥、稲・麦ワラが必要な農家又は家畜の糞尿処理を必要とする農家若しくは稲・麦ワラ等の余剰のある農家は組合に申し出るものとし、組合は(農業協同組合等の堆肥銀行の協力を得て)交換等のあっせんに努めるものとする。

(記載上の留意事項)

費用又は労力の確保等の観点から、こうした取組の実行が困難な組合にあっては、定めなくてもよい。

(生活環境の改善等)

第 15 条 住みよい村づくりのため、地区の生活環境の改善に努めるものとする。

2 女性の労働負担の軽減を図るとともに、男女共同参画の促進のため、女性のグループ活動の推進に努めるものとする。

3 実施区域内の農用地の整備等を図るため、基盤整備事業等の推進に努めるものとする。

(記載上の留意事項)

第 3 項は、実施区域のほ場等が未整備又は補修・改良等が必要であって基盤整備等を行う予定がある場合に規定する。

(細則)

第 16 条 この規定を実施するために必要な細則は、組合が別に定める。

(附則)

この規程は、市町村の認定があった日から施行する。

参考3-2

〇〇地区特定農用地利用規程(特定農業団体用)

* 本文の注意事項

- ① この特定農用地利用規程は、特定農業団体用の規程として作成したもの。
- ② 条項中の〔 〕は、地区の実情に即して任意に定めることができる事項。
- ③ 条項中の【 】は、地区の実情に即して【 】内に掲げる内容を選択して定めることができる事項。

(作成上の留意事項)

農用地利用規程は、地域の農業の振興に必要な取組方向に関する地域合意に基づくものであるから、農用地利用規程の認定要件に適合する範囲内で、それぞれの地区の実情に即したその地区独自のものを作成することが望ましい。

(目的)

第1条 この規程は、〇〇地区の農業の振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進することを目的とする。

(農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項)

第2条 この組合は、地区の農業が抱える〔担い手の高齢化や後継者不足、これに伴う遊休農地の発生や面的な農用地の利用集積の遅れ等の〕課題に対応し、農用地の効率的かつ総合的な利用を図り、生産性の高い農業構造を実現するため、組合員相互の理解と信頼に基づく協力関係を深めつつ、次に定める取組を進めるものとする。

- (1) 土地条件、土壌条件等を考慮し、かつ組合員の自主性を尊重しながら、主要作物の作付地の集団化〔及び栽培管理の改善〕の推進に努めるものとする。
- (2) 地区内の農作業における役割分担について明確化(するとともに、農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化等を促進)することにより、農作業の効率化に努めるものとする。
- (3) 地域農業の担い手である【認定農業者、特定農業法人、特定農業団体、〇〇】に

対する農用地の利用の集積及び農地の集団化を推進するとともに、地区内の農用地の耕作放棄、荒し作りの防止(又は解消)を推進することにより、農用地の利用関係の改善に努めるものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 自らの地域の現状と将来の見通しを踏まえ、組合内で十分に話し合い、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な基本的な方針を定める。
- ② 組合とは、農用地利用改善事業の実施団体のことである。
- ③ (3)の【 】内に掲げる者は、地域の実情に即して2以上の者を選択して記載することもできる。ただし、特定農業法人と特定農業団体については、同一地区内で両立することはできないので、どちらか一方のみ記載すること。

(実施区域)

第3条 実施区域は、〇〇町〇〇地区の区域とする。

「別添図面参照」

(記載上の留意事項)

地区名では実施区域が不明確な場合、特に地域の実情により隣接した他集落の一部を含む場合などは、区域が明確となる図面を添付することが望ましい。

(作付地の集団化の促進)

第4条 水田については、極力連担して転作田の団地化を促進するものとする。

転作団地においては、〇〇(、〇〇)を中心に極力集団化して作付するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 転作団地には、移動型、固定型、その併用型等地域によっていろいろあるが、より具体的に団地の設定方法についての合意が得られる場合は、それを定めることが望ましい。
- ② 畑作地帯にあっては、定める必要はない。

(作付地の集団化の実行方策)

第5条 前条の具体的実施については、毎年、組合の運営委員会(又は役員会)が予め組

合員の作付の意向を取りまとめ、これを検討、調整した上、作付地集団化計画を作成するものとする。

2 組合員は、作付地の集団化に極力協力するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 栽培管理の改善に重点を置いて推進する地区にあつては省略することができる。
- ② 作付地集団化計画は、転作団地及びその他の必要な作物団地につき作成することが適当である。

(栽培管理の改善の促進)

第6条 [農業生産のコスト削減、農産物の品質向上、減農薬・減化学肥料による安全・安心な作物の栽培等] による農業経営の改善のため、作物の栽培管理の改善の促進に努めるものとする。

(栽培管理の改善の実行方策)

第7条 作物の栽培管理に当たっては、組合が定める栽培方針に沿って、的確な栽培管理に努めるものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 組合が定める栽培方針の代わりに、関係機関の作成した栽培基準を採用することとしても差し支えない。
- ② もう少し具体的に、例えば次のように記載することも考えられる。

第7条 主要作物(〇〇)及び今後振興を図る必要のある作物(〇〇)の栽培管理については、品種、作期、施肥、防除、収穫等につき〔組合、農業協同組合、普及指導センター、〇〇〕が作成する〔栽培基準、栽培指針、栽培指標、〇〇〕に準拠して、その改善を図るものとする。

2 連作障害回避のため、〔組合、農業協同組合、普及指導センター、〇〇〕が作成する作付体系に沿った作付に努めるものとする。

(農作業の効率化の推進)

第8条 組合員は、地区における農作業の実施体制の中で、各々の特性や体力に応じて、必要な役割を担い、組合員全員で地域農業に参画するものとする。

2 組合員は、過剰投資を避けつつ、農作業の効率化を推進するため、〔農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化〕を計画的に進めるものとする。

(記載上の留意事項)

農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化は、地域の実情に応じ必要なものを定める。

(農作業の効率化の実行方策)

第9条 農作業の効率化は、次により進めるものとする。

(1) 地区内の農作業における役割分担

ア 【認定農業者、特定農業法人、特定農業団体、〇〇】は、大型機械等による{水稲、□□}に係る基幹的な作業を担い、規模拡大の支障となる日常的な作業{畦畔管理、防除、△△}はその他の組合員が担うものとする。

イ 地区内における〔農道、農業用排水路、◇◇〕の管理作業については、組合員が共同して取り組むものとする。

(記載上の留意事項)

① 特定農業法人又は特定農業団体などが、農用地利用改善団体の構成員の大部分によって構成されているような場合には、次のように規定することが望ましい。

ア 【特定農業法人、特定農業団体、〇〇】の構成員のうち、大型機械等による{水稲、□□}に係る基幹的な作業は【主たる従事者、主たる従事者の候補者】が担い、規模拡大の支障となる日常的な作業{畦畔管理、防除、△△}は【主たる従事者、主たる従事者の候補者】以外の構成員が担うものとする。

イ 地区内における〔農道、農業用排水路、◇◇〕の管理作業については、【特定農業法人、特定農業団体、〇〇】の全構成員が共同して取り組むものとする。

② 役割分担の内容については、個々の組合員の事情を十分斟酌し、組合員が不公平感や過重な負担感を覚えることのないように、組合内で十分に話し合い、地区の実態に即したものとなるように規定すべきである。

③ 役割分担については、担い手以外の組合員の活用を検討し、例えば、地区において新たな作物を導入し、その栽培技術の平準化を図るために技術実証圏を設置

している場合、その技術実証圃の管理・運営を、知識と経験の豊富な高齢者が担うといった役割分担も考えられる。

- ④ 役割分担に関する詳細な事項(作業計画、作業量、作業受託料金等)については、別途定めることが望ましい。
- ⑤ 地域農業の担い手と位置付けられた者がすべての作業を実施することが、その経営改善に資するとして合意形成された場合には、その旨を記載する。
- ⑥ アの【 】内に掲げる者は、地域の実情に即して2以上の者を選択して記載することもできる。
- ⑦ ア及び①のアの【 】内の特定農業法人と特定農業団体については、同一地区内で両立することはできないので、どちらか一方のみ記載すること。
- ⑧ アの【 】内の「○○」は、認定農業者として育成しようとする者、あるいは、特定農業団体となることを目指す農作業受託組織などが考えられる。また、①のア及びイの【 】内の「○○」は、特定農業団体となることを目指す農作業受託組織などが考えられる。
- ⑨ ア及びイの【 】内の「□□」には麦、大豆等の作目名、「△△」には機械化の困難な軽作業、「◇◇」には農業関係の共同利用施設等を記載することが考えられる。

(2) 農作業の受委託の推進

ア 【水稲、麦、○○】の【耕起、播種、田植、収穫、○○】の作業については、〔生産組織、農業協同組合〕への農作業受委託を推進して、効率的な農作業の実施を図るものとする。

イ 農作業の委託を希望する者は組合に申し出て、組合のあっせんにより委託するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 本項に定める農作業の受委託は、効率的な農作業の実施のために農作業を委託する場合に記載する(認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体が経営規模の拡大のため農作業を受託するものについては別条に記載する。)
- ② アに定める農作業の受託者は、地域において望ましいものを定めればよく、必ずしも一つに特定する必要はない。

(3) 農業機械・施設の共同利用の推進

【大豆、麦、飼料作物、〇〇】の【耕起、収穫、乾燥調製、〇〇】の作業については、(生産組織、農業協同組合)の保有する農業機械・施設(トラクター、コンバイン、乾調製施設等)の共同利用を推進し、〔生産組織、農業協同組合〕の「機械施設利用規程」の定めるところにより計画的、効率的に利用するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 農業機械の共同利用は、農作業の受委託、共同作業を伴う場合が多いと考えられ、この場合には、農作業の受委託、農作業の共同化とあわせて定めてよい。
- ② 農業機械・施設の共同利用の中心となる組織は、地域において望ましいものを定めればよく、必ずしも一つに特定する必要はない。

(4) 農作業の共同化の推進

ア 【水稻、〇〇】の【育苗、防除、〇〇】の作業については、(生産組織、農業協同組合)を中心に共同作業を行って効率的な農作業の実施を図るものとする。

イ 共同作業については(生産組織、農業協同組合)の指示に協力するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 農作業の共同化は必ずしも全戸出役による共同作業ばかりでなく、専門的な農家集団が機械による組作業を行う場合も含まれる。
- ② 共同作業の中心となる組織は、地域において望ましいものを定めればよく、必ずしも一つに特定する必要はない。

(農用地の利用関係の改善)

第 10 条 地区内においては、農用地の耕作放棄、荒し作りの現況及び地区内の農用地につき所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の意向等からみて、遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地の増加が懸念されることを踏まえ、次条に定める特定農業団体が、地区内の農用地について有効利用を図るため、第 12 条に定める目標に向けて農作業の委託を受けるものとする。

2 地区内の農用地につき所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、

労働力不足等により、自ら全ての農作業を行うことが困難な場合には、当該農用地の農作業の委託について組合に申し出るものとする。

- 3 組合は、地区内において、農用地の耕作を放棄している者や荒し作りをしている者等に対し、特定農業団体に農作業の委託をするよう勧奨することができる。
- 4 第2項の申出を受けた組合は、当該農用地の有効利用と適切な管理を図るため、農作業の委託を受けるよう特定農業団体にあっせんするものとする。
- 5 前項のあっせんがあった場合には、特定農業団体は、これに応じるものとする。
- 6 第2項の申出は、特定農業団体の農作業の支障とならないよう、適切な時期までに行うものとする。

(記載上の留意事項)

本規程で特定農業団体を位置付け、特定農業団体に対し農作業の委託を行っていく旨を規定する。これにより、農用地利用改善団体と特定農業団体の間に一種の契約が成立することとなることに留意する必要がある。

(特定農業団体の名称及び住所)

第11条 本規程に定める特定農業団体は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ○○生産組合(代表者○○○○○)
- (2) 住所 ○○郡○○市○○番地

(記載上の留意事項)

特定農用地利用規程には、複数の特定農業団体を定めることはできないことに留意する。

(利用集積の目標面積)

第12条 特定農業団体への農作業受託の目標(総集積目標面積)と農作業を受託する農用地の面積(集積目標面積)は、それぞれ次の(1)と(3)のとおりとし、特定農業団体の現在の集積面積は、次のとおりである。

作業受託面積

- (1) 総集積目標面積 ○○ha

(2) 現況集積面積 ○○ha

(3) 集積目標面積((1)-(2)) ○○ha

(記載上の留意事項)

- ① 利用集積の目標面積は、5年後とすること。
- ② 作業受託面積は、その作業を
 - ア 稲については緋起、代かき、田植、収穫、
 - イ 麦及び大豆については耕起・整地、播種、収穫、
 - ウ その他の作物にあつてはア及びイに準ずる農作業とし、一つの農地で2つ以上の作業が行われている場合でも、一つの農地面積をカウントすることに留意すること。
- ③ 特定農業団体の現況集積面積は、地区内の農用地に係るもののみを記載すること。
- ④ 総集積目標面積は、地区内の農用地の3分の2以上となっていることに留意する。

(用排水管理等)

第13条 水田の用排水管理は、【土地改良区、配水総代、農事実行組合長、○○】が定める水利用計画に従い計画的に行うものとする。

2 農道・用排水路の維持管理は関係機関と協議の上、相協力して実施するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 水田がごくわずかである等必要がない地区は定めなくてよい。
- ② 畑地帯等であっても、畑地かんがい等計画的な水利用の必要があるところは、実情に応じて定めることが望ましい。

(地力の増進と堆きゅう肥・副産物の有効利用)

第14条 地力の増進と堆きゅう肥・副産物の有効利用を図るため、雄きゅう肥の施用に努めるとともに、稲・麦ワラ、野菜残さ等は家畜飼料、堆肥材料等として、その有効利用を図るものとする。

2 堆きゅう肥、稲・麦ワラが必要な農家又は家畜の糞尿処理を必要とする農家若しくは稲・麦ワラ等の余剰のある農家は組合に申し出るものとし、組合は(農業協同組合等

の堆肥銀行の協力を得て)交換等のあっせんに努めるものとする。

(記載上の留意事項)

費用又は労力の確保等の観点から、こうした取組の実行が困難な組合にあっては、定めなくてもよい。

(生活環境の改善等)

第15条 住みよい村づくりのため、地区の生活環境の改善に努めるものとする。

2 女性の労働負担の軽減を図るとともに、男女共同参画の促進のため、女性のグループ活動の推進に努めるものとする。

3 実施区域内の農用地の整備等を図るため、基盤整備事業等の推進に努めるものとする。

(記載上の留意事項)

第3項は、実施区域のほ場等が未整備又は補修・改良等が必要であって基盤整備等を行う予定がある場合に規定する。

(細則)

第16条 この規定を実施するために必要な細則は、組合が別に定める。

(附則)

この規程は、市町村の認定があった日から施行する。

参考4

構成員の一覧表

組織名		○○○○○○○組合		代表者名	○ ○ ○ ○
No.	対象要件区分	対象生産者コード	住 所 電 話 番 号	氏 名	備 考
1	A-3	○○○○○○○○○○	○○県△△市×××××× ○○○-△△△-××××	○ ○ ○ ○	
2	A-3	○○○○○○○○○○	○○県△△市×××××× ○○○-△△△-××××	○ ○ ○ ○	
3	A-3	○○○○○○○○○○	○○県△△市×××××× ○○○-△△△-××××	○ ○ ○ ○	
4	それ以外の対象生産者	○○○○○○○○○○	○○県△△市×××××× ○○○-△△△-××××	○ ○ ○ ○	
5	それ以外の対象生産者	○○○○○○○○○○	○○県△△市×××××× ○○○-△△△-××××	○ ○ ○ ○	

注1) A-1の特定農業団体及び特定農業団体と同様の要件を満たす組織については、組織名・代表者名・住所電話番号及び氏名を記載すること

注2) A-2の協業組織については、組織名・代表者名・住所電話番号及び氏名を記載すること

注3) A-3の共同利用組織については、組織名・代表者名・対象生産者コード・対象要件区分・住所電話番号及び氏名を記載すること

注4) A-3の共同利用組織の場合にあっては、対象要件区分に当該要件以外の者が含まれているときには、その者の対象要件区分欄には「それ以外の対象生産者」と記載すること

注5) 対象生産者コードが付与されていない場合は対象生産者コード欄の記載不要

参考5-1

特定農業団体と同様の要件を満たす組織の規約例（基本型）

〇〇〇〇〇営農生産組合規約

（目的）

第1条 この組合は、農作業の受託を通して組合員の効率的かつ安定的な農業経営の実現及び地域における農用地の利用の集積を図るとともに、農業生産法人化計画に定めた計画事項を実施することにより、地域農業の担い手として発展していくことを目的とする。

（名称）

第2条 この組合は、「〇〇〇〇〇営農生産組合」とする。

（組合事務所の所在）

第3条 この組合の事務所は、〇〇〇町大字〇〇字〇〇〇〇〇番地に置く。

（事業）

第4条 この組合は、第1条の目的を達成するために次の共同事業を行う

- （1）農作業の受託に関する計画の作成及び実施
- （2）施設・機械等の導入、利用及び管理
- （3）農作業の受託に係る生産資材の購入
- （4）農作業の受託に係る農産物の販売
- （5）農業共済への加入
- （6）その他第1条の目的の達成に必要な事業

（農用地の利用の集積を図る区域）

第5条 この組合が農用地の利用の集積を図る区域は、〇〇〇町大字〇〇〇地区（別紙地図参照）とする。

（組合員の資格）

第6条 この組合の組合員の資格を有する者は、この組合が農用地の利用の集積を図る区域である〇〇〇地区内に農用地の所有権又は使用収益権を有する者とする。

（加入）

第7条 この組合の組合員になろうとする者は、この組合の事業に供しようとする農用地の面積を記載した加入申込書をこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、前項の加入申込書の提出があったときは、総会でその加入の諾否を決する。
- 3 この組合は、前項の規定によりその加入を承諾したときは、その旨を加入申

込者に通知し、出資の払い込みをさせるとともに、組合員名簿に記載するものとする。

- 4 加入申込者は、前項の規定による出資の払い込みをしたときに組合員となる。
- 5 組合員の死亡又は経営移譲により、その組合員の持分の払戻請求権の全部を取得した者が、この組合に加入の申し込みをし、組合がこれを承諾したときは、その者がその組合員の持分を取得したものとみなす。

(出資)

第8条 組合員は、この組合に対し〇〇当たり〇〇円の出資をするものとする。

- 2 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(脱退)

第9条 組合員は、この組合の事業に供する農用地の所有権又は使用収益権を他の組合員に移転した場合は、この組合を脱退することができる。この場合において、農用地の所有権又は使用収益権の移転を受けた組合員は脱退する組合員の持分を取得したものとみなす。

- 2 前項にかかわらず、組合員は、〇日前までにその旨を書面をもってこの組合に予告し、当該事業年度の終期においてこの組合を脱退することができる。

なお、組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額）を限度として持分を払い戻すものとする。

- 3 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。
- 4 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けたこと
- (4) 除名

(除名)

第10条 組合員が本規約に違反する等、正当な事由があるときは、総会において他の組合員の一致により、これを除名することができる。

- 2 前項の場合、除名の効力は、除名された者が組合長以外の者である場合は組合長から、除名された者が組合長の場合は〇〇〇から、それぞれ除名された者に対してなされた通知が到達した時点をもって発生するものとする。

(組合の役員)

第11条 この組合の業務を円滑に遂行するため、次の役員及びこれらの役員で構成する役員会を置く。

- (1) 組合長 1名
- (2) 副組合長 1名
- (3) 会計担当 1名

(4) 監事 1名

- 2 組合長は、この組合を代表し、本規約、総会の議決及び役員会の決定事項に従い組合事務を処理する。
- 3 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるときは、この職務を代理する。
- 4 会計担当は、会計帳簿の作成等、この組合の会計に関する業務を処理する。
- 5 監事は、この組合の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会に報告する。
- 6 役員会の運営方法等については、別に定める。

(役員を選出)

第12条 役員を選出は、総会における組合員の互選による。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会及び議決方法)

- 第14条 総会は、毎年1回開催する。組合員の3分の2以上の請求があったときは、臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は、組合員の過半数が出席しなければ、議決することができない。この場合において、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。
 - 3 総会の議決権は組合員1人1票とし、総会の議事は、組合員総数の議決権の過半数でこれを決する。
 - 4 組合員の除名については、除名しようとする者を除いた他の組合員の一致により、これを決する。

(総会の議決事項)

第15条 次の事項は、総会の議決を経るものとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 主たる農業従事者の特定及びその者の目標農業所得額の設定
- (6) 法人化計画の決定又は変更
- (7) 農用地利用集積目標の決定又は変更
- (8) 利益の配分基準
- (9) 経費の賦課及び徴収方法
- (10) 借入金の償還計画
- (11) 役員を選任及び解任
- (12) 組合への加入及び脱退
- (13) 組合員の除名
- (14) 組合の財産処分
- (15) その他組合の運営に必要な事項

(作付作物の栽培計画の説明)

第16条 この組合は、この組合に農作業を委託した者に対して、毎年、作付作物の栽培計画等を説明するものとする。

(農用地の利用及び管理)

第17条 この組合は、第5条で定めたこの組合が農用地の利用の集積を図る区域内において農用地の利用の集積を行い、農用地利用集積目標計画書に定められた農用地利用集積目標の達成を図るものとする。

2 この組合は、農作業を受託した農用地について農作業の効率化に努めるとともに、組合員と協力して農用地の適切な管理に努めるものとする。

(農業機械及び施設の利用及び管理)

第18条 この組合は、農業機械及び施設の利用に当たっては、効率的作業となるよう計画的に行うとともに、善良な維持管理に努めるものとする。

(債権債務)

第19条 この組合の債権債務は、組合員が連帯責任においてこれを負うものとする。

(費用負担及び利益配分)

第20条 この組合の事業に係る費用（共済掛金を含む。）は、すべての組合員が共同で負担するものとする。

2 この組合の事業に係る利益（共済金を含む。）は、すべての組合員に対し配分するものとする。

(経理)

第21条 この組合は、組合名義の口座を設け、組合の事業に係る収入及び支出の管理を行うものとする。

2 組合名義による農産物の販売収入、〇〇〇の交付金は、この口座を振込先とするものとする。

3 組合員に対する利益の配分は、組合の事業に必要な経費を控除し、総会で決められた利益の配分基準により、この口座から支出されるものとする。

(事業年度)

第22条 この組合の運営及び会計年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日とする。

(生産調整対策の適切な実施)

第23条 この組合は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る観点から、生産調整対策を適切に実施するものとする。

(法人化計画)

第24条 この組合は、法人化計画に即し、当該計画に定めた予定年月日までに農業生産法人化を図るものとする。

(解散)

第25条 この組合の解散の時に有する財産（負債を含む。）は、総会において組合員総数の〇分の〇以上の議決を経て、法人化計画に基づき設立される法人に引き継ぐものとする。

2 この組合の解散の時ににおける残余財産は、前項の規定による引継財産を除いて、各組合員の解散の時の持分の割合により配分するものとする。

(細則)

第26条 この規約に定めるもののほか、業務の執行、会計その他に関し必要な事項は、細則でこれを定めるものとする。

(附則)

この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

(利用上の注意)

1 本規約は、農作業受託組織（特定農業団体と同様の要件を満たす組織）の規約として必要な事項を例示したものであり、農作業受託組織が、税務上、「任意組合」又は「人格なき社団」のいずれに該当するのかは、規約の内容だけではなく、各組織毎の運営実態等に基づいて個々に判断されます。

詳しくは、各税務署にご相談ください。

2 また、本規約は、農作業受託組織が「共済組合等」に加入できる「共済資格団体」としての要件を満たす内容となっています。

〇〇営農生産組合加入申込書

平成 年 月 日

〇〇営農生産組合 御中

申請者 氏名
住所
電話
印

申請者は、〇〇営農生産組合の規約に基づき、規約及びその他の細則等を承知した上で、貴組合へ加入を申し込みます。

また、次に提示する農用地について、貴組合の事業に供します。

なお、組合員となった場合には、貴組合の規約に基づき、出資金を払い込みます。

	農用地の所在地・地番	地目	面積
1			
2			
3			
4			
5			

参考5-2

協業組織の規約例

〇〇〇〇〇営農生産組合規約

(目的)

第1条 この組合は、さとうきびの生産から販売までを一貫して共同で行うことを通して、効率的かつ安定的な農業経営の実現を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、「〇〇〇〇〇営農生産組合」とする。

(組合事務所の所在)

第3条 この組合の事務所は、〇〇〇町大字〇〇字〇〇〇〇〇番地に置く。

(事業)

第4条 この組合は、第1条の目的を達成するために次の共同事業を行う。

- (1) さとうきびの栽培に関する計画の作成及び実施
- (2) さとうきびの販売
- (3) 生産資材の購入
- (4) 施設・機械等の導入、利用及び管理
- (5) 農業共済への加入
- (6) その他第1条の目的の達成に必要な事業

(組合員の資格)

第5条 この組合の組合員の資格を有する者は、〇〇〇地区内に農用地の所有権又は使用収益権を有する者とする。

(加入)

第6条 この組合の組合員になろうとする者は、この組合の事業に供しようとする農用地の面積を記載した加入申込書をこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、前項の加入申込書の提出があったときは、総会でその加入の諾否を決する。
- 3 この組合は、前項の規定によりその加入を承諾したときは、その旨を加入申込者に通知し、出資の払い込みをさせるとともに、組合員名簿に記載するものとする。
- 4 加入申込者は、前項の規定による出資の払い込みをしたときに組合員となる。
- 5 組合員の死亡又は経営移譲により、その組合員の持分の払戻請求権の全部を取得した者が、この組合に加入の申し込みをし、組合がこれを承諾したときは、その者がその組合員の持分を取得したものとみなす。

(出資)

第7条 組合員は、この組合に対し〇〇当たり〇〇円の出資をするものとする。

2 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(脱退)

第8条 組合員は、この組合の事業に供する農用地の所有権又は使用収益権を他の組合員に移転した場合は、この組合を脱退することができる。この場合において、農用地の所有権又は使用収益権の移転を受けた組合員は脱退する組合員の持分を取得したものとみなす。

2 前項にかかわらず、組合員は、○日前までにその旨を書面をもってこの組合に予告し、当該事業年度の終期においてこの組合を脱退することができる。

なお、組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額）を限度として持分を払い戻すものとする。

3 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

4 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けたこと
- (4) 除名

(除名)

第9条 組合員が本規約に違反する等、正当な事由があるときは、総会において他の組合員の一致により、これを除名することができる。

2 前項の場合、除名の効力は、除名された者が組合長以外の者である場合は組合長から、除名された者が組合長の場合は○○○から、それぞれ除名された者に対してなされた通知が到達した時点をもって発生するものとする。

(組合の役員)

第10条 この組合の業務を円滑に遂行するため、次の役員及びこれらの役員で構成する役員会を置く。

- (1) 組合長 1名
- (2) 副組合長 1名
- (3) 会計担当 1名
- (4) 監事 1名

2 組合長は、この組合を代表し、本規約、総会の議決及び役員会の決定事項に従い組合事務を処理する。

3 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるときは、この職務を代理する。

4 会計担当は、会計帳簿の作成等、この組合の会計に関する業務を処理する。

5 監事は、この組合の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会に報告する。

6 役員会の運営方法等については、別に定める。

(役員を選出)

第11条 役員を選出は、総会における組合員の互選による。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会及び議決方法)

第13条 総会は、毎年1回開催する。組合員の3分の2以上の請求があったときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、組合員の過半数が出席しなければ、議決することができない。この場合において、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

3 総会の議決権は組合員1人1票とし、総会の議事は、組合員総数の議決権の過半数でこれを決する。

4 組合員の除名については、除名しようとする者を除いた他の組合員の一致により、これを決する。

(総会の議決事項)

第14条 次の事項は、総会の議決を経るものとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 利益の配分基準
- (6) 経費の賦課及び徴収方法
- (7) 借入金の償還計画
- (8) 役員を選任及び解任
- (9) 組合への加入及び脱退
- (10) 組合員の除名
- (11) 組合の財産処分
- (12) その他組合の運営に必要な事項

(農業機械及び施設の利用及び管理)

第15条 この組合は、農業機械及び施設の利用に当たっては、効率的作業となるよう計画的に行うとともに、善良な維持管理に努めるものとする。

2 この組合は、あらかじめ農業機械及び施設による作業の管理者を定め、その名簿を整備するものとする。

(債権債務)

第16条 この組合の債権債務は、組合員が連帯責任においてこれを負うものとする。

(費用負担及び利益配分)

第17条 この組合の事業に係る費用（共済掛金を含む。）は、すべての組合員が共同で負担するものとする。

2 この組合の事業に係る利益（共済金を含む。）は、すべての組合員に対し配分するものとする。

(経理)

第18条 この組合は、組合名義の口座を設け、組合の事業に係る収入及び支出の管理を行うものとする。

2 組合名義によるさとうきびの販売収入、〇〇〇の交付金は、この口座を振込先とするものとする。

3 組合員に対する利益の配分は、組合の事業に必要な経費を控除し、総会で決められた利益の配分基準により、この口座から支出されるものとする。

(事業年度)

第19条 この組合の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日とする。

(解散)

第20条 この組合の解散の時に有する財産（負債を含む。）は、総会において組合員総数の〇分の〇以上の議決を経て、処理の方法が定められている場合を除いて、各組合員の解散の時の持分の割合により配分するものとする。

(細則)

第21条 この規約に定めるもののほか、業務の執行、会計その他に関し必要な事項は、細則でこれを定めるものとする。

(附則)

この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

(利用上の注意)

本規約は、協業組織の規約を例示したものであり、税務上、「任意組合」又は「人格なき社団」のいずれに該当するのかは、規約の内容だけではなく、各組織毎の運営実態等に基づいて個々に判断されます。

詳しくは、各税務署にご相談ください。

〇〇営農生産組合加入申込書

平成 年 月 日

〇〇営農生産組合 御中

申請者 氏名
住所
電話

印

申請者は、〇〇営農生産組合の規約に基づき、規約及びその他の細則等を承知した上で、貴組合へ加入を申し込みます。

また、次に提示する農用地について、貴組合の事業に供します。

なお、組合員となった場合には、貴組合の規約に基づき、出資金を払い込みます。

	農用地の所在地・地番	地目	面積
1			
2			
3			
4			
5			

参考5-3

共同利用組織の規約例

〇〇〇〇〇機械利用組合規約

(目的)

第1条 この組合は、組合員相互の緊密な連携のもと〇〇事業等により導入した集団営農用機械の効率的利用及び生産技術の改善を図り農業生産の向上と農業経営の安定を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、「〇〇〇〇〇機械利用組合」とする。

(組合事務所の所在)

第3条 この組合の事務所は、〇〇〇町大字〇〇字〇〇〇〇〇番地に置く。

(事業)

第4条 この組合は、第1条の目的を達成するために次の共同事業を行う。

- (1) 集団営農用機械の共同利用及び管理
- (2) 生産資材の購入
- (3) 研修会及び検討会の開催
- (4) その他第1条の目的の達成に必要な事業

(組合員の資格)

第5条 この組合の組合員の資格を有する者は、〇〇〇地区内に農用地の所有権又は使用収益権を有する者とする。

(加入)

第6条 この組合の組合員になろうとする者は、この組合の事業に供しようとする農用地の面積を記載した加入申込書をこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、前項の加入申込書の提出があったときは、総会でその加入の諾否を決する。
- 3 この組合は、前項の規定によりその加入を承諾したときは、その旨を加入申込者に通知し、出資の払い込みをさせるとともに、組合員名簿に記載するものとする。
- 4 加入申込者は、前項の規定による出資の払い込みをしたときに組合員となる。
- 5 組合員の死亡又は経営移譲により、その組合員の持分の払戻請求権の全部を取得した者が、この組合に加入の申し込みをし、組合がこれを承諾したときは、その者がその組合員の持分を取得したものとみなす。

(出資)

第7条 組合員は、この組合に対し〇〇当たり〇〇円の出資をするものとする。

2 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(脱退)

第8条 組合員は、この組合の事業に供する農用地の所有権又は使用収益権を他の組合員に移転した場合は、この組合を脱退することができる。この場合において、農用地の所有権又は使用収益権の移転を受けた組合員は脱退する組合員の持分を取得したものとみなす。

2 前項にかかわらず、組合員は、○日前までにその旨を書面をもってこの組合に予告し、当該事業年度の終期においてこの組合を脱退することができる。

なお、組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額）を限度として持分を払い戻すものとする。

3 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

4 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けたこと
- (4) 除名

(除名)

第9条 組合員が本規約に違反する等、正当な事由があるときは、総会において他の組合員の一致により、これを除名することができる。

2 前項の場合、除名の効力は、除名された者が組合長以外の者である場合は組合長から、除名された者が組合長の場合は○○○から、それぞれ除名された者に対してなされた通知が到達した時点をもって発生するものとする。

(組合の役員)

第10条 この組合の業務を円滑に遂行するため、次の役員及びこれらの役員で構成する役員会を置く。

- (1) 組合長 1名
- (2) 副組合長 1名
- (3) 会計担当 1名
- (4) 監事 1名

2 組合長は、この組合を代表し、本規約、総会の議決及び役員会の決定事項に従い組合事務を処理する。

3 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるときは、この職務を代理する。

4 会計担当は、会計帳簿の作成等、この組合の会計に関する業務を処理する。

5 監事は、この組合の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会に報告する。

6 役員会の運営方法等については、別に定める。

(役員を選出)

第11条 役員を選出は、総会における組合員の互選による。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会及び議決方法)

第13条 総会は、毎年1回開催する。組合員の3分の2以上の請求があったときは、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、組合員の過半数が出席しなければ、議決することができない。この場合において、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。
- 3 総会の議決権は組合員1人1票とし、総会の議事は、組合員総数の議決権の過半数でこれを決する。
- 4 組合員の除名については、除名しようとする者を除いた他の組合員の一致により、これを決する。

(総会の議決事項)

第14条 次の事項は、総会の議決を経るものとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 利益の配分基準
- (6) 経費の賦課及び徴収方法
- (7) 借入金の償還計画
- (8) 役員を選任及び解任
- (9) 組合への加入及び脱退
- (10) 組合員の除名
- (11) 組合の財産処分
- (12) その他組合の運営に必要な事項

(集団営農用機械の利用及び管理)

第15条 この組合は、集団営農用機械の利用に当たっては、効率的作業となるよう計画的に行うとともに、善良な維持管理に努めるものとする。

- 2 この組合は、あらかじめ集団営農用機械による作業の管理者を定め、その名簿を整備するものとする。

(債権債務)

第16条 この組合の債権債務は、組合員が連帯責任においてこれを負うものとする。

(費用負担及び利益配分)

第17条 この組合の事業に係る費用は、すべての組合員が共同で負担するものとする。

2 この組合の事業に係る利益は、すべての組合員に対し配分するものとする。

(経理)

第18条 この組合は、組合名義の口座を設け、組合の事業に係る収入及び支出の管理を行うものとする。

2 組合員に対する利益の配分は、組合の事業に必要な経費を控除し、総会で決められた利益の配分基準により、この口座から支出されるものとする。

(事業年度)

第19条 この組合の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日とする。

(解散)

第20条 この組合の解散の時に有する財産（負債を含む。）は、総会において組合員総数の〇分の〇以上の議決を経て、処理の方法が定められている場合を除いて、各組合員の解散の時の持分の割合により配分するものとする。

(細則)

第21条 この規約に定めるもののほか、業務の執行、会計その他に関し必要な事項は、細則でこれを定めるものとする。

(附則)

この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

(利用上の注意)

本規約は、共同利用組織の規約を例示したものであり、税務上、「任意組合」又は「人格なき社団」のいずれに該当するのかは、規約の内容だけではなく、各組織毎の運営実態等に基づいて個々に判断されます。

詳しくは、各税務署にご相談ください。

〇〇機械利用組合加入申込書

平成 年 月 日

〇〇機械利用組合 御中

申請者 氏名
住所
電話

印

申請者は、〇〇機械利用組合の規約に基づき、規約及びその他の細則等を承知した上で、貴組合へ加入を申し込みます。
また、次に提示する農用地について、貴組合の事業に供します。
なお、組合員となった場合には、貴組合の規約に基づき、出資金を払い込みます。

	農用地の所在地・地番	地目	面積
1			
2			
3			
4			
5			

参考5-4

農事組合法人定款例(出資制の場合)

第1章 総則

(目的)

第1条 この組合は、組合員の農業生産についての協業を図ることによりその生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進することを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、農事組合法人〇〇組合という。

(地区)

第3条 この組合の地区は、〇〇県〇〇郡〇〇村字〇〇の区域とする。

(事務所)

第4条 この組合の事務所は、〇〇県〇〇郡〇〇村字〇〇に置く。

(農業協同組合への加入)

第5条 この組合は、〇〇農業協同組合に加入するものとする。

(公告の方法)

第6条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示してこれをする。

第2章 事業

(事業)

第7条 この組合は、次の事業を行う。

- (1) 組合員の農業に係る共同利用施設の設置（当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。）及び農作業の共同化に関する事業
- (2) 農業の経営及びこれと併せ行う林業の経営
- (3) 前号に掲げる農業に関連する事業であつて、次に掲げるもの
 - ① 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - ② 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ③ 農業生産に必要な資材の製造
 - ④ 農作業の受託
- (4) 前3号の事業に附帯する事業

(員外利用)

第8条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に前条第1号の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法（以下「法」という。）第72条の10第3項に規定する範囲内とする。

第3章 組合員

(組合員の資格)

第9条 この組合の組合員たる資格を有するものは、次に掲げる者とする。

- (1) この組合の地区内に住所を有する農民
 - (2) 農業協同組合及び農業協同組合連合会で、その地区にこの組合の地区の全部又は一部を含むもの
 - (3) この組合に農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業に係る現物出資を行った農地保有合理化法人
 - (4) この組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受ける個人
 - (5) この組合に対してその事業に係る特許権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約、新商品又は新技術の開発又は提供に係る契約、実用新案権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約及び育成者権についての専用利用権の設定又は通常利用権の許諾に係る契約を締結している者
- 2 この組合の前項第1号の規定による組合員が農民でなくなり、又は死亡した場合におけるその農民でなくなった者又はその死亡した者の相続人であって農民でないものは、この組合との関係においては、農民とみなす。

(加入)

第10条 この組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資の口数及びこの組合の事業に常時従事するかどうかを記載した加入申込書をこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、前項の加入申込書の提出があったときは、総会でその加入の諾否を決する。
- 3 この組合は、前項の規定によりその加入を承諾したときは、その旨を申込者に通知し、出資の払込みをさせるとともに、組合員名簿に記載し、又は記録するものとする。
- 4 加入の申込みをした者は、前項の規定による出資の払込みをした時に組合員となる。
- 5 出資の口数を増加しようとする組合員については、第1項から第3項までの規定を準用する。

(持分の譲渡)

第11条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

- 2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、第10条第1項から第4項までの規定を準用する。ただし、同条第3項の出資の払込みは必要とせず、同条第4項中「出資の払込み」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

(相続による加入)

第12条 組合員の相続人で、その組合員の死亡により、持分の払戻請求権の全部を取得した者が、相続開始後60日以内にこの組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。

2 前項の規定により加入の申込みをしようとするときは、当該持分の払戻請求権の全部を取得したことを証する書面を提出しなければならない。

(脱退)

第13条 組合員は、60日前までにその旨を書面をもってこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名
- (4) 持分全部の譲渡

(除名)

第14条 組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日10日前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 第9条第1項第1号の規定による組合員が、正当な理由なくして1年以上この組合の事業に従事せず、かつ、この組合の施設を全く利用しないとき。
- (2) この組合に対する義務の履行を怠ったとき。
- (3) この組合の事業を妨げる行為をしたとき。
- (4) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。

2 この組合は、除名を議決したときは、その理由を明らかにした書面をもって、その旨をその組合員に通知しなければならない。

(持分の払戻し)

第15条 組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の貸借対照表に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額）を限度として持分を払い戻すものとする。

2 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

(出資口数の減少)

第16条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、組合の承認を得て、その

出資の口数を減少することができる。

- 2 組合員がその出資の口数を減少したときは、減少した出資の口数に係る払込済出資金に対する持分額として前条第1項の例により算定した額を払い戻すものとする。
- 3 前条第2項の規定は、前項の規定による払戻しについて準用する。

第4章 出 資

(出資義務)

第17条 組合員は、出資1口以上を持たなければならない。ただし出資総口数の100分の〇〇を超えることができない。

(出資1口の金額及び払込方法)

第18条 出資1口の金額は、金〇〇円とし、全額一時払込みとする。

第5章 役 員

(役員の数)

第19条 この組合に、役員として、理事〇人及び監事〇人を置く。

(役員を選任)

第20条 役員は、総会において選任する。

- 2 前項の規定による選任は、総組合員の過半数による議決を必要とする。
- 3 理事は、第9条第1項第1号の規定による組合員でなければならない。

(役員を解任)

第21条 役員は、任期中でも総会においてこれを解任することができる。

(代表理事を選任)

第22条 理事は、代表理事〇人を互選するものとする。

(理事の職務)

第23条 代表理事は、この組合を代表し、その業務を統括する。

- 2 理事は、あらかじめ定めた順位に従い、代表理事に事故あるときはその職務を代理し、代表理事が欠員のときはその職務を行う。

(理事の決定事項)

第24条 次に掲げる事項は、理事の過半数でこれを決する。

- (1) 業務を運営するための方針に関する事項
- (2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- (3) 役員を選任に関する事項
- (4) 固定資産の取得又は処分に関する事項

(監事の職務)

第25条 監事は少なくとも毎事業年度1回、この組合の財産及び業務執行の状

況を監査し、その結果につき、総会及び代表理事に報告し、意見を述べなければならない。

- 2 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、所管行政庁に報告しなければならない。

(役員 の 責任)

第26条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 役員は、その職務上知り得た秘密を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
- 3 役員がその任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 4 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、その役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 5 次の各号に掲げる者が、その各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者がその行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

- イ 法第36条第1項又は第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- ロ 虚偽の登記
- ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

- 6 役員が、前3項の規定により、この組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員もその損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(役員 の 任期)

第27条 役員 の 任期は、就任後3年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終了の時までとする。ただし、補欠選任及び法第95条第2項の規定による改選によって選任される役員 の 任期は、退任した役員 の 残任期間とする。

- 2 前項ただし書の規定による選任が役員 の 全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず、就任後3年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 役員 の 数がその定数を欠いた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員 は、新たに選任された役員 が就任するまで、なお役員 としての権利義務を有する。

(特別代理人)

第28条 この組合と理事との利益が相反する事項については、この組合が総会において選任した特別代理人がこの組合を代表する。

第6章 総会

(総会の招集)

第29条 理事は、毎事業年度1回〇月に通常総会を招集する。

2 理事は、次の場合に臨時総会を招集する。

(1) 理事の過半数が必要と認めたとき。

(2) 組合員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を示して招集を請求したとき。

3 理事は、前項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から10日以内に、総会を招集しなければならない。

4 監事は、財産の状況又は業務の報告について不正の点があることを発見した場合において、これを総会に報告するため必要と認めたときは、総会を招集する。

(総会の招集手続)

第30条 総会招集の通知は、その総会の日々の5日前までに、その会議の目的たる事項を示してこれを行うものとする。

(総会の議決事項)

第31条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 規約の設定、変更及び廃止

(3) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

(4) 事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案

(5) 団体への加入(〇〇農業協同組合への加入を除く。)又は団体からの脱退

(6) 持分の譲渡又は出資口数の減少の承認

(総会の定足数)

第32条 総会は、組合員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。この場合において、第36条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

(緊急議案)

第33条 総会では、第30条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って、議決するものとする。ただし、第35条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

(総会の議事)

第34条 総会の議事は、出席した組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において、出席した組合員の互選により選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別議決)

第35条 次の事項は、総組合員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) この組合への加入(持分の相続又は譲受けによる加入を含む。)の承認
- (4) 組合員の除名
- (5) 役員解任

(書面又は代理人による議決)

第36条 組合員は、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

- 2 前項の規定により書面をもって議決権を行おうとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印の上、総会の日の前日までにこの組合に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により組合員が議決権を行わせようとする代理人は、その組合員と同一世帯に属する成年者又は他の組合員でなければならない。
- 4 代理人は、2人以上の組合員を代理することができない。
- 5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(議事録)

第37条 総会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 出席した理事及び監事の氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) 議事録を作成した理事の氏名
- (6) 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

第7章 会 計

(事業年度)

第38条 この組合の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

(剰余金の処分)

第39条 剰余金は、利益準備金、資本準備金、任意積立金、配当金及び次期繰越金としてこれを処分する。

(利益準備金)

第40条 この組合は、出資総額と同額に達するまで、毎事業年度の剰余金(繰越損失金のある場合は、これをてん補した後の残額。第42条第1項及び第43条第1項において同じ。)の10分の1に相当する金額以上の金額を利益準備金として積み立てるものとする。

(資本準備金)

第41条 減資差益及び合併差益は、資本準備金として積み立てなければならない。ただし、合併差益のうち合併により消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併直前において留保していた利益の額については資本準備金に繰り入れないことができる。

(任意積立金)

第42条 この組合は、毎事業年度の剰余金から第40条の規定により利益準備金として積み立てる金額を控除し、なお残余があるときは、任意積立金として積み立てることができる。

2 任意積立金は、損失金のでん補又はこの組合の事業の改善発達のための支出その他の総会の議決により定めた支出に充てるものとする。

(配当)

第43条 この組合が組合員に対して行う配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において行うものとし、組合員の事業の利用分量の割合に応じてする配当、組合員がその事業に従事した程度に応じてする配当及び組合員の出資の額に応じてする配当とする。

2 事業の利用分量の割合に応じてする配当は、その事業年度における施設の利用に伴って支払った手数料その他施設の利用の程度を参酌して、組合員の事業の利用分量に応じてこれを行う。

3 事業に従事した程度に応じてする配当は、その事業年度において組合員がこの組合の営む事業に従事した日数及びその労務の内容、責任の程度等に応じてこれを行う。

4 出資の額に応じてする配当は、事業年度末における組合員の払込済出資額に応じてこれを行う。

5 前3項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の議決する総会の日において組合員である者について計算するものとする。

6 配当金の計算上生じた1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(損失金の処理)

第44条 この組合は、事業年度末に損失金がある場合には、任意積立金、利益準備金及び資本準備金の順に取り崩して、そのでん補に充てるものとする。

第8章 雑 則

(残余財産の分配)

第45条 この組合の解散のときにおける残余財産の分配の方法は、総会においてこれを定める。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による残余財産の分配について準用する。

3 持分を算定するに当たり、計算の基礎となる金額で1円未満のものは、これを切り捨てるものとする。

(規約)

第46条 次の事項は、定款で定めるものを除いて規約でこれを定める。

- (1) 総会に関する規定
- (2) 業務の執行及び会計に関する規定
- (3) 組合員に関する規定
- (4) 役員に関する規定
- (5) 職員に関する規定
- (6) 前各号に定めるもののほか定款の実施に関して必要な規定

附 則

この組合の設立当初の役員は、第20条の規定にかかわらず次のとおりとし、その任期は、第27条第1項の規定にかかわらず年月日までとする。

理事〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇

監事〇〇〇〇

(備考) 現物出資を認める組合においては、次の別表を加えること。

別 表

組合員の氏名	現物出資の目的たる財産	当該財産の価額	当該組合員に与える出資口数

参考6

A-1③ 特定農業団体と同様の要件を満たす組織用
 A-2⑤ 収穫面積の合計が4.5ha以上である協業組織用

事業計画書の例

平成〇〇年度 〇〇〇〇〇生産組合事業計画書

1 経営規模

(1) 経営部門（組織が使用収益権を持ち栽培を行う農地面積を記載すること）

さとうきび	かんしょ	その他	合計
a	a	a	a

(2) 作業受託部門

さとうきび	かんしょ	その他	合計
育苗 a 耕起・整地 畝立て・マルチ 株出管理 植付け 収穫	a	a	a

2 業務分担（作物別に記載すること）

(1) 作業従事者

基幹作業種目	オペレーター	補助労働者
育苗 耕起・整地 畝立て・マルチ 株出管理 植付け 収穫		

(2) 事務担当者

	担当者
経理 栽培計画作成 農作業従事計画作成及び人員配置調整 農業機械点検・修理	

3 農作業計画

4 その他

A-1③ 特定農業団体と同様の要件を満たす組織用
 A-2⑤ 収穫面積の合計が4.5ha以上である協業組織用

参考7

収支予算書の例

平成〇〇年／〇〇年 〇〇〇〇〇生産組合 収支予算書

【収入】

No	項 目	〇〇/〇〇年 予算額	〇〇/〇〇年 決算額	差 額	備 考

【支出】

No	項 目	〇〇/〇〇年 予算額	〇〇/〇〇年 決算額	差 額	備 考

※ 当該記載例は、収支予算書と収支決算書を含めた例である。

